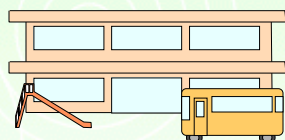
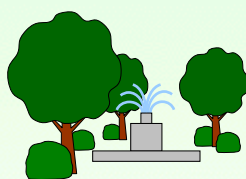


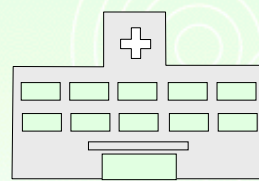
学校



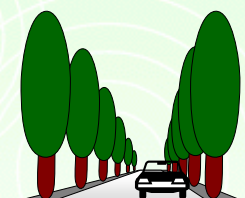
保育所



公園



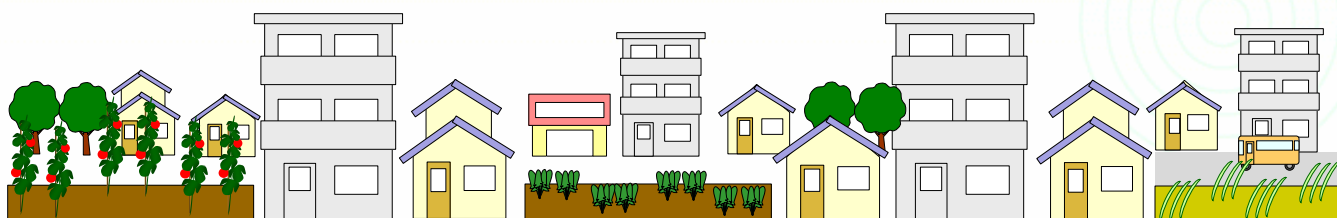
病院



街路樹

ちょっと待て!

住宅地などでの農薬散布



住宅地近隣の農地、市民農園、家庭菜園、空き地、道端

農薬で健康被害を受けている方がいます!

これらの場所では、農薬を原因とする住民、特に子ども等への健康被害が生じないように、できるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。

また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょう。

このような場所での農薬飛散によるリスク軽減に向けて

- ①栽培前に、病害虫に強い作物や品種について検討しましょう。
- ②観察や見まわりなどを行い、病害虫や被害の早期発見に努めましょう。
- ③できるだけ剪定・捕殺など物理的防除等を選択しましょう。
- ④どうしても農薬を使用する場合は、飛散が少ない剤型を選択するなど、飛散防止対策を徹底するとともに、周辺住民への周知を行いましょう。

(参考情報)

公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル(環境省HP)

(http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html)

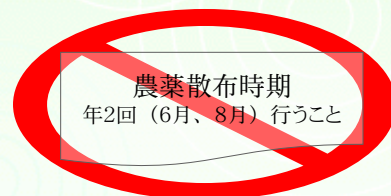
周辺住民等への健康被害を回避するための留意事項を掲げ、平成22年5月に作成されました。

農薬使用の回数と量を減らすために

病虫害や雑草の早期発見に努めましょう

農薬のスケジュール散布はやめましょう

「毎年この時期に散布しているから」といった、病虫害の発生や被害を確認せずに定期的に農薬を散布することはやめましょう。業者に作業を依頼している場合も同様です。



時期だけで散布を行わない

栽培前に、病虫害に強い作物や品種について検討しましょう

連作を避け、適切な土作りや施肥の実施を行いましょう

農薬以外の物理的防除を優先して行いましょう



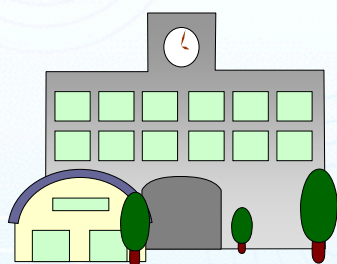
注：農薬には、作物や樹木に発生する病虫害の防除を目的に散布するものの他に、ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式の殺虫剤や殺菌剤、雑草対策で使用する除草剤なども含まれます。

どうしても農薬を使用する場合には・・・

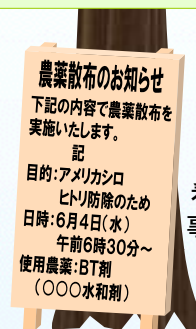
事前に十分な周知を行いましょう

農薬を散布する場合は、事前に周囲に住んでいる方等へ十分な周知を行いましょう。周知内容には、農薬を使用する目的、散布日時、使用農薬の種類を含めましょう。

近隣に学校・通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょう。



近隣に学校、通学路がある場合、事前に学校へ連絡



看板による事前の周知

散布区域に人が入らないよう対策を講じましょう

公園等では看板による表示などを行い、散布区域に気づかず人が立ち入ることがないように配慮しましょう。



飛散しない農薬（剤型）を選びましょう



農薬はラベルに記載された内容に従って使いましょう

農薬の飛散防止に最大限の配慮をしましょう

やむを得ず農薬を散布する場合は、風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。特に、近くに学校・通学路がある場合は子どもに影響の出ないように注意しましょう。粒剤等飛散が少ない農薬や、飛散を抑制するノズルを使用したり、動力噴霧器の圧力を上げすぎないなど農薬の飛散防止を行うとともに、散布作業中は、風向きやノズルの向き等に注意しましょう。



農薬の使用履歴を記録し、保管しましょう

むやみな農薬の現地混用はやめましょう

ラベルに混用に関する注意事項がある場合は必ず守りましょう。情報が無い組合せでの現地混用や、特に有機リン系農薬同士の混用はやめましょう。



有機リン同士の混用は行わない

（参考情報）

農薬に関する諸情報及び飛散防止に関する情報が入手できるHP

「農薬コーナー（農林水産省）」

(<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html>)

農薬の適用内容の確認ができるHP

「農薬登録情報提供システム（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）」

(http://www.acis.famic.go.jp/index_kensaku.htm)

環境における農薬のリスク評価・管理に関する情報が入手できるHP

「農薬対策関係（環境省）」

(<http://www.env.go.jp/water/nouyaku.html>)

農薬により健康被害を受けることがあります

農薬は、使い方を誤れば自らの健康を損なうばかりでなく、周辺の住民、特に化学物質に対する感受性が高いぜんそくの人や化学物質過敏症の人、妊婦や子どもたちに健康被害を与えることがあります。

農薬を使用するときは、保護メガネ、マスク等を着用し、自らの被害防止を徹底することはもちろん、周囲への影響についても十分配慮しましょう。

農薬危害の防止はあなたの心がけから！

農薬中毒症状の例

農 薬 の 種 類	用 途	症 状（軽 症）
有機りん剤	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	倦怠感、違和感、頭痛、めまい、 胸部圧迫感、不安感、吐き気、嘔吐、 下痢、腹痛 など
有機塩素剤	殺虫剤 殺菌剤	全身倦怠感、脱力感、頭痛、めまい、 吐き気、嘔吐 など
アミノ酸系除草剤	除草剤	吐き気、嘔吐、咽頭痛、腹痛 など

「農薬中毒の症状と治療法（第13版）（農薬工業会）より抜粋」

* 散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、直ちに医師の手当てを受けてください。

（参考情報）

農薬中毒の症状と治療法（社団法人 緑の安全推進協会HP）

（<http://www.midori-kyokai.com/yorozu/tyuudoku.html>）

財団法人 日本中毒情報センター

（<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>）

中毒110番	一般市民専用電話 （情報提供料：無料）	医療機関専用有料電話 （情報提供料：1件2,000円）
大 阪 （365日、24時間対応）	072-727-2499	072-726-9923
つ く ば （365日、9～21時対応）	029-852-9999	029-851-9999

病虫害の防除や農薬の使用についてのお問い合わせ先

岐阜県農政部農産園芸課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

電話：058（272）8435（ダイヤルイン）

岐阜県病虫害防除所 〒501-1152 岐阜市又丸729-1

電話：058（239）3161

又は地域の農林事務所へ